

内閣参質一七七第二〇五号

平成二十三年六月二十八日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員上野通子君提出東北地方を中心とする高速道路無料化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員上野通子君提出東北地方を中心とする高速道路無料化に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「無料化」については、平成二十三年六月二十日から、東日本大震災による被害の状況や、復旧・復興のための支援物資等の円滑な輸送を図るという観点を踏まえ、また、道路交通に与える影響も考慮した上で、東北縦貫自動車道の白河インターチェンジ以北の区間、常磐自動車道の水戸インターチェンジ以北の区間等の対象区間内のインターチェンジから高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。）又は地方道路公社の管理する有料道路（以下「高速道路等」という。）を利用する、東日本大震災の被災者が使用する車両等、及び当該対象区間内のインターチェンジまで高速道路等を利用する東日本大震災の被災者が使用する車両等を対象として実施しており、国土交通省としては、現時点で、御指摘のように「追加的に対象エリアを広げる」ことは考えていない。

なお、栃木県に居住又は避難している東日本大震災の被災者が使用する車両等であって、当該対象区間内のインターチェンジから、又は当該対象区間内のインターチェンジまで高速道路等を利用するものは、

同県内の区間も含めて無料通行が認められている。